

# 狭山都市計画道路整備状況一覧

令和7年3月31日現在

区分・規模・連番	道路名称		幅員 (m)	延長 (m)		整備率	告示年月日及び番号	
	道路名	計画		整備済	当初決定		最終変更	
1	1・4・1	首都圏中央連絡道路	20.5	3,550	3,550	100.0%	昭和61. 3. 28 埼玉県告示第 460号	令和3. 3. 5 埼玉県告示第 225号
2	3・3・1	東京狭山線	16.0~ 25.0	9,010	9,010	100.0%	昭和35. 3. 2 建設省告示第 299号	平成31. 1. 29 埼玉県告示第 80号
3	3・3・2	飯能所沢線	23.5	1,150	1,150	100.0%	昭和46. 3. 26 埼玉県告示第 378号	昭和55. 2. 5 埼玉県告示第 162号
4	3・4・3	入間柏原線	12.0~ 16.0	6,870	2,185	31.8%	昭和38. 8. 12 建設省告示第1968号	令和6. 3. 5 埼玉県告示第186号
5	3・4・4	熊谷入間線	16.0	2,180	170	7.8%	昭和38. 8. 12 建設省告示第1968号	平成31. 1. 29 埼玉県告示第 80号
6	3・4・5	国道16号線	16.0~ 18.0	5,960	5,960	100.0%	昭和35. 3. 2 建設省告示第 299号	昭和47. 4. 25 埼玉県告示第 698号
7	3・4・6	狭山市駅加佐志線	12.0~ 16.0	1,940	678	34.9%	昭和35. 3. 2 建設省告示第 299号	昭和63. 3. 8 埼玉県告示第 315号
8	3・4・7	新狭山駅北口線	16.0	310	310	100.0%	昭和38. 8. 12 建設省告示第1968号	昭和47. 4. 25 埼玉県告示第 698号
9	3・4・8	新狭山駅南口線	16.0~ 17.5	340	340	100.0%	昭和38. 8. 12 建設省告示第1968号	平成10. 1. 9 埼玉県告示第 14号
10	3・4・9	工業団地日高線	16.0	9,005	8,655	96.1%	昭和35. 3. 2 建設省告示第 299号	昭和54. 8. 17 埼玉県告示第1264号
11	3・4・10	入間川入曾線	16.0	3,720	425	11.4%	昭和35. 3. 2 建設省告示第 299号	昭和47. 4. 25 埼玉県告示第 698号
12	3・4・11	平野富士見台線	16.0	740	0	0.0%	昭和38. 8. 12 建設省告示第1968号	昭和47. 4. 25 埼玉県告示第 698号
13	3・4・12	所沢狭山線	16.0	4,210	2,640	62.7%	昭和35. 3. 2 建設省告示第 299号	昭和47. 4. 25 埼玉県告示第 698号
14	3・5・13	笹井柏原線	12.0	2,720	2,720	100.0%	昭和38. 8. 12 建設省告示第1968号	平成31. 1. 29 狭山市告示第 11号
15	3・5・14	上諏訪下広瀬線	12.0~ 12.8	2,440	2,440	100.0%	昭和38. 8. 12 建設省告示第1968号	昭和62. 3. 3 狭山市告示第 33号
16	3・5・15	狭山市駅上諏訪線	12.0~ 20.0	1,630	1,210	74.2%	昭和35. 3. 2 建設省告示第 299号	平成21. 10. 30 狭山市告示第 244号
17	3・5・16	菅原田中線	12.0	1,760	151	8.6%	昭和35. 3. 2 建設省告示第 299号	平成13. 3. 21 埼玉県告示第 366号
18	3・4・17	狭山市駅霞野線	12.0~ 16.0	880	880	100.0%	昭和35. 3. 2 建設省告示第 299号	平成16. 11. 19 狭山市告示第 236号
19	3・5・18	菅原富士見台線	12.0	1,190	560	47.1%	昭和35. 3. 2 建設省告示第 299号	昭和63. 3. 8 狭山市告示第 44号
20	3・4・19	柏原新狭山線	16.0	2,970	2,140	72.1%	昭和49. 6. 25 埼玉県告示第 783号	—
21	3・4・20	狭山飯能線	16.0	690	690	100.0%	昭和61. 3. 28 埼玉県告示第 460号	平成31. 1. 29 埼玉県告示第 80号
<b>合計</b>		<b>路線数(21)箇所</b>		<b>63,265</b>	<b>45,864</b>	<b>72.5%</b>		

## <参考>

### 区分

1	自動車専用道路
3	幹線街路に相当するもの
7	区画街路
8	特殊街路(歩行者・自転車専用道路)
9	特殊街路(都市モノレール専用道等)

### 規模

1	幅員40メートル以上のもの
2	幅員30メートル以上40メートル未満
3	幅員22メートル以上30メートル未満
4	幅員16メートル以上22メートル未満
5	幅員12メートル以上16メートル未満
6	幅員8メートル以上12メートル未満
7	幅員8メートル未満

### 連番

都市計画区域ごとに、また区分ごとに付された一連番号